新　旧　対　照　表

「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について」（平成 29 年 8 月 9 日障発 08098 第 3 号）新旧対照表（案）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
障発０３２８第４号 平成２６年３月２８日 一部改正　障発１２２６第４号 平成２６年１２月２６日 障発０４０８第８号 平成２８年４月８日 障発０８０９第３号 平成２９年８月９日 障発０５２７第３号 令和元年５月２７日	障発０３２８第４号 平成２６年３月２８日 一部改正　障発１２２６第４号 平成２６年１２月２６日 障発０４０８第８号 平成２８年４月８日 障発０８０９第３号 平成２９年８月９日
都道府県知事 各　指定都市市長　　殿 児童相談所設置市市長	都道府県知事 各　指定都市市長　　殿 児童相談所設置市市長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 （　公　印　省　略　）	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 （　公　印　省　略　）
指定障害児通所支援事業者等の指導監査について	指定障害児通所支援事業者等の指導監査について
（別添１） 指定障害児通所支援等事業者等指導指針	（別添１） 指定障害児通所支援等事業者等指導指針
1　目的 この指導指針は、都道府県及び市町村（特別区を含む。）が児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第２１条の５の２２第１項に規定する指定障害児通所支援事業者、指定障害者通所支援事業者であった者若しくはこれらの従業者であった者（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）、法第２４条の１５第１項に規定する指定障害児入所施設の設置者、当該指定障害児入所施設等の長その他の従業者	1　目的 この指導指針は、都道府県及び市町村（特別区を含む。）が児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第２１条の５の２１第１項に規定する指定障害児通所支援事業者、指定障害者通所支援事業者であった者若しくはこれらの従業者であった者（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）、法第２４条の１５第１項に規定する指定障害児入所施設の設置者、当該指定障害児入所施設等の長その他の従業者

である者若しくはこれらの者であった者（以下「指定障害児入所施設設置者等」という。）又は第２４条の３４第１項に規定する指定障害児相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者であった者若しくはこれらの従業者であった者（以下「指定障害児相談支援事業者等」という。）（以下「指定障害児通所支援等事業者等」という。）の行う障害児通所給付費等、障害児入所給付費等又は障害児相談支援給付費等（以下「障害児支援給付費等」という。）にかかる指定障害児通所支援、指定入所支援又は指定障害児相談支援（以下「指定障害児通所支援等」という。）の内容に関する指導に関し、法第２４条の１５、第５７条の３の２若しくは第５７条の３の３の規定により行う質問等について、基本的事項を定めることにより、指定障害児通所支援等の質の確保及び障害児支援給付費等の適正化を図ることを目的とする。

２～７　（略）

（別添２）

指定障害児通所支援等事業者等監査指針

１　目的

この監査指針は、都道府県知事又は市町村長（特別区区長を含む。以下同じ。）が、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第２１条の５の２２、第２１条の５の２３若しくは第２１条の５の２４の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者、指定障害児通所支援事業者であった者若しくは当該指定障害児通所支援事業所の従業者であった者（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）、法第２４条の１５、第２４条の１６若しくは第２４条の１７の規定に基づき、指定障害児入所施設等の設置者、指定障害児入所施設等の長その他の従業者（以下「指定施設設置者等」という。）である者若しくは指定施設設置者等であった者（以下「指定障害児入所施設等設置者等」という。）又は法第２４条の３４、第２４条の３５若しくは第２４条の３６の規定に基づき、指定障害児相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者であった者若しくは当該指定障害児相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定障害児相談支援事業者等」という。）（以下「指定障害児通所支援等事業者等」という。）の行う障害児通所給付費等、障害児入所給付費等又は障害児相談支援給付費等（以下「障害児支援給付費等」という。）にかかる指定障害児通所支援等、指定入所支援等若しくは指定障害児相談支援等（以下「指定障害児通所支援等」という。）の内容又は障害児支援給付費等に係る費用の請求に関して行う監査に関する基本的事項を定めることにより、指定障害児通所支援等の質の確保及び障害児支援給付費等の適正化を図ることを目的とする。

２　監査方針

監査は、指定障害児入所施設等設置者等に対する「一般監査」と指定障害児通所支援事業者等、指定障害児入所施設等設置者等及び指定障害児相談支援事業者等に対する「特

である者若しくはこれらの者であった者（以下「指定障害児入所施設設置者等」という。）又は第２４条の３４第１項に規定する指定障害児相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者であった者若しくはこれらの従業者であった者（以下「指定障害児相談支援事業者等」という。）（以下「指定障害児通所支援等事業者等」という。）の行う障害児通所給付費等、障害児入所給付費等又は障害児相談支援給付費等（以下「障害児支援給付費等」という。）にかかる指定障害児通所支援、指定入所支援又は指定障害児相談支援（以下「指定障害児通所支援等」という。）の内容に関する指導に関し、法第２４条の１５、第５７条の３の２若しくは第５７条の３の３の規定により行う質問等について、基本的事項を定めることにより、指定障害児通所支援等の質の確保及び障害児支援給付費等の適正化を図ることを目的とする。

２～７　（略）

（別添２）

指定障害児通所支援等事業者等監査指針

１　目的

この監査指針は、都道府県知事又は市町村長（特別区区長を含む。以下同じ。）が、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第２１条の５の２１、第２１条の５の２２若しくは第２１条の５の２３の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者、指定障害児通所支援事業者であった者若しくは当該指定障害児通所支援事業所の従業者であった者（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）、法第２４条の１５、第２４条の１６若しくは第２４条の１７の規定に基づき、指定障害児入所施設等の設置者、指定障害児入所施設等の長その他の従業者（以下「指定施設設置者等」という。）である者若しくは指定施設設置者等であった者（以下「指定障害児入所施設等設置者等」という。）又は法第２４条の３４、第２４条の３５若しくは第２４条の３６の規定に基づき、指定障害児相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者であった者若しくは当該指定障害児相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定障害児相談支援事業者等」という。）（以下「指定障害児通所支援等事業者等」という。）の行う障害児通所給付費等、障害児入所給付費等又は障害児相談支援給付費等（以下「障害児支援給付費等」という。）にかかる指定障害児通所支援等、指定入所支援等若しくは指定障害児相談支援等（以下「指定障害児通所支援等」という。）の内容又は障害児支援給付費等に係る費用の請求に関して行う監査に関する基本的事項を定めることにより、指定障害児通所支援等の質の確保及び障害児支援給付費等の適正化を図ることを目的とする。

２　監査方針

監査は、指定障害児入所施設等設置者等に対する「一般監査」と指定障害児通所支援事業者等、指定障害児入所施設等設置者等及び指定障害児相談支援事業者等に対する「特

別監査」とし、特別監査は、指定障害児通所支援等事業者等の指定障害児通所支援等の内容等について、第２１条の５の２３、第２１条の５の２４、第２４条の１６、第２４条の１７、第２４条の３５若しくは第２４条の３６に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合、その疑いがあると認められる場合又は障害児支援給付費等に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。 ３　（略） ４　監査方法等 （１）～（２）　（略） （３）行政上の措置 指定権限のある都道府県知事は、指定基準違反等が認められた場合には、法第２１条の５の２３、第２１条の５の２４、第２４条の１６、第２４条の１７、第２４条の３５及び第２４条の３６「勧告、命令等」、「指定の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。 ①　勧告 指定障害児通所支援等事業者等に法第２１条の５の２３第１項から第３項まで、第２４条の１６第１項から第３項まで、又は第２４条の３５第１項から第３項までに定める指定基準違反の事実が確認された場合、当該指定障害児通所支援等事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。 これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 ②　（略） ③　指定の取消等 指定基準違反等の内容等が、法第２１条の５の２４第１項各号、第２４条の１７第１項各号及び第２４条の３６第１項各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児通所支援等事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「指定の取消等」という。）ができる。 （４）～（５）　（略） ５　（略） （別紙） 主眼事項及び着眼点　（児童発達支援）別添のとおり 主眼事項及び着眼点　（医療型児童発達支援）別添のとおり 主眼事項及び着眼点　（放課後等デイサービス）別添のとおり 主眼事項及び着眼点　（居宅訪問型児童発達支援）別添のとおり	別監査」とし、特別監査は、指定障害児通所支援等事業者等の指定障害児通所支援等の内容等について、第２１条の５の２２、第２１条の５の２３、第２４条の１６、第２４条の１７、第２４条の３５若しくは第２４条の３６に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合、その疑いがあると認められる場合又は障害児支援給付費等に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。 ３　（略） ４　監査方法等 （１）～（２）　（略） （３）行政上の措置 指定権限のある都道府県知事は、指定基準違反等が認められた場合には、法第２１条の５の２２、第２１条の５の２３、第２４条の１６、第２４条の１７、第２４条の３５及び第２４条の３６「勧告、命令等」、「指定の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。 ①　勧告 指定障害児通所支援等事業者等に法第２１条の５の２２第１項から第３項まで、第２４条の１６第１項から第３項まで、又は第２４条の３５第１項から第３項までに定める指定基準違反の事実が確認された場合、当該指定障害児通所支援等事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。 これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 ②　（略） ③　指定の取消等 指定基準違反等の内容等が、法第２１条の５の２３第１項各号、第２４条の１７第１項各号及び第２４条の３６第１項各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児通所支援等事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「指定の取消等」という。）ができる。 （４）～（５）　（略） ５　（略） （別紙） 主眼事項及び着眼点　（児童発達支援）（略） 主眼事項及び着眼点　（医療型児童発達支援）（略） 主眼事項及び着眼点　（放課後等デイサービス）（略） （新設）

主眼事項及び着眼点　（保育所等訪問支援）別添のとおり	主眼事項及び着眼点　（保育所等訪問支援）（略）
主眼事項及び着眼点　（福祉型障害児入所施設）別添のとおり	主眼事項及び着眼点　（福祉型障害児入所施設）（略）
主眼事項及び着眼点　（医療型障害児入所施設）別添のとおり	主眼事項及び着眼点　（医療型障害児入所施設）（略）
主眼事項及び着眼点　（指定障害児相談支援）別添のとおり	主眼事項及び着眼点　（指定障害児相談支援）（略）